

平成 30 年度

大学院獣医生命科学研究科獣医学専攻博士課程
一般選抜、社会人特別選抜及び外国人留学生特別選抜

学 生 募 集 要 項

日本獣医生命科学大学

NIPPON VETERINARY AND LIFE SCIENCE UNIVERSITY

平成 30 年度

日本獣医生命科学大学大学院獣医生命科学研究科

獣医学専攻博士課程学生募集要項

1. 教育上の目的、アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)

■教育上の目的

獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、及び人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者並びに研究者を育成する。

■アドミッション・ポリシー(入学者受入方針)

獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、および人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者ならびに研究者を育成するために、次のような人材を求めている。

- ・幅広い視野と獣医学の専門分野を学ぶための十分な基礎知識と国際的な視点を有し、かつ高い倫理性を身につけた人
- ・獣医学の研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人
- ・独創的な研究課題を自ら設定する事ができ、その課題に果敢に挑戦し、自立して研究活動を推進する意欲のある人

2. 募 集 人 員

専 攻	募 集 人 員
獣 医 学	8 名

3. 専門分野及び研究指導分野

専門分野	研 究 指 導 分 野
基礎獣医学第Ⅰ	ゲノム生理学、病態生化学、動物遺伝学、生体分子情報化学
基礎獣医学第Ⅱ	感染微生物学
臨床獣医学	獣医病態解析学、獣医心臓病学・腎臓病学、獣医外科学、雄性動物繁殖学、獣医臨床繁殖学、獣医放射線学、獣医臨床病理学
応用獣医学	行動神経科学、水族医学、野生動物学、獣医衛生学、獣医公衆衛生学

〔注意事項〕

- ① 詳細は付表の「専門分野の概要」及び「研究指導分野一覧」を参照して下さい。
- ② 出願に際しては、希望する研究指導分野の指導教授（指導教授については付表 2 の「研究指導分野一覧」に記載）と事前に相談し、その指導を受けて下さい。

4. 出 願 資 格

次の各号の一に該当するものとする。

【一般選抜・社会人特別選抜＜一般・長期・短期＞・外国人留学生特別選抜】

- (1) 大学における修業年限 6 年の獣医学を履修する課程を卒業した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者

- (2) 大学における医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学を履修する課程を卒業した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学の課程が含まれるもの）を修了した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（その課程が獣医学、医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学であったもの）を修了した者及び平成 30 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (6) 文部科学大臣の指定した者 1）（昭和 30 年 4 月 8 日文部省告示第 39 号）
- (7) 大学における獣医学、医学、歯学又は薬学を履修する課程に在学し、学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本学の大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学の大学院において、個別の入学資格審査により、大学における獣医学、医学、歯学又は修業年限 6 年の薬学の課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 2）で、24 歳に達したものの
- (9) 外国において、学校教育における 16 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は薬学の課程が含まれるもの）を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程（その課程の中に獣医学、医学、歯学又は薬学の課程が含まれるもの）を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (11) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程（その課程が獣医学、医学、歯学又は薬学であったもの）を修了した者であって、本学の大学院において大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めたもの
- (12) 本学の大学院において第 1 号及び第 2 号に該当する者と同等以上の学力があると認めた者

注 1：【昭和 30 年 4 月 8 日文部省告示第 39 号】（学位教育法施行規則第 150 条第 1 項第 6 号の規定による医学を履修する課程若しくは専攻科等の入学に関し大学を卒業したと同等以上の学力があると認められる者）（抜粋）

1 旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学の医学又は歯学の学部において医学及び歯学を履修し、これらの学部を卒業した者

2 防衛省設置法（昭和 29 年法律第 164 号）による防衛医科大学校を卒業した者

3 修士課程又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 99 条第 2 項の専門職大学院の課程を修了した者及び修士の学位を受けることのできる者並びに前期及び後期の課程の区分を設けていない博士課程に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者で大学院又は専攻科において、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4 大学（医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において学校教育における 16 年の課程を修了した後、大学、研究所等において 2 年以上研究に従事した者で、大学院又は専攻科において、当該研究の成果等により、大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上

の学力があると認めた者

注 2: 「修業年限 4 年の獣医学を履修する課程を卒業した者で、卒業後、獣医学に関連する研究その他の業務に 2 年以上従事し、本学の大学院において、大学における修業年限 6 年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者」は、第 8 号で適用する。

〔社会人特別選抜＜一般・長期・短期＞における注意事項〕

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）で、著しく学習時間の制約を受けるもの
- (2) 入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由を除く、その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者
- (3) 上記出願資格の所定の条件を満たした後、原則として 2 年以上官公庁・企業等に在職していることを必要とする。ただし、在職中でない志願者及び出願資格の(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)による志願者は、あらかじめ本研究科と協議のうえ、出願資格を確認する必要がある。

※長期履修学生の詳細については、p.6 以降を参照してください。

（※出願を希望する者は、あらかじめ志望する研究指導分野の担当教員の了解を得て下さい。）

5. 願 書 受 付 期 間

第 1 次募集	平成 29 年 9 月 1 日（金）～ 9 月 11 日（月）
第 2 次募集	平成 30 年 2 月 1 日（木）～ 2 月 13 日（火）

- 〔注意事項〕
- ① 第 1 次募集で定員を満たした場合は、第 2 次募集は実施しない。
 - ② 窓口受付時間：平日（月曜～金曜）午前 9 時から午後 5 時まで
ただし、日本獣医生命科学大学入試日 2 月 5 日及び 6 日を除く。

6. 出 願 手 続 等

(1) 出願書類は一括して、検定料 20,000 円（現金又は郵便為替）を添え、本学大学院課へ提出して下さい。

(2) 出願書類等

出 願 書 類 等		摘 要	提出部数
1	入 学 願 書	本学所定用紙	1 部
2	写 真 票	本学所定用紙（カラー写真） 上半身脱帽で、出願前 6 ヶ月以内に撮影した縦 4 cm×横 3 cmの裏に氏名を記入して、全面糊付けして下さい。	1 部
3	受 験 票	本学所定用紙	1 部
4	卒業（見込）証明書等	出身大学卒業（見込）証明書。なお、修士課程等修了（見込）者は大学院の修了（見込）証明書も提出して下さい。	1 部
5	成 績 証 明 書	出身大学の成績証明書。なお、修士課程等修了（見込）者は大学院の成績証明書も提出して下さい。また、外国語の場合は必ず日本語の訳文を添付して下さい。	1 部

6	履 歴 書	本学所定用紙 写真については、カラー写真で上半身脱帽、出願前6ヵ月以内に撮影した縦4cm×横3cmの裏に氏名を記入して全面糊付けして下さい。学歴記入の欄については、高等学校入学から記入して下さい。	1 部
7	志 望 理 由 書	本学所定用紙 大学院で勉強・研究を行いたいと考えた動機及び目的を記載したもの。	1 部
8	研 究 計 画 書	本学所定用紙 大学院で研究しようとするテーマ及び内容を記載したもの。 ・学術雑誌への公表論文、各種機関や企業等の報告書及び学会発表要旨等添付することができます。	1 部
9	業績報告書又は小論文 (社会人＜一般・長期・短期＞・外国人留学生特別選抜のみ提出)	本学所定用紙 小論文においてはA4判にて、1,000文字程度にまとめて下さい。また、英文においては500語程度でまとめて下さい。	1 部
10	指 導 承 諾 書	本学所定用紙 本学の指導教授が直接記入のうえ厳封したもの。	1 部
11	長期履修学生申請書 または 短期履修学生申請書 (社会人特別選抜 ＜長期・短期＞のみ提出)	本学所定用紙 本学の指導教授意見を直接記入してもらうこと。	1 部
12	※社会人入学推薦書 (社会人特別選抜 ＜一般・長期・短期＞のみ提出)	本学所定用紙 出身大学の指導教員又は、官公庁、企業等の直接の指導者が作成したもの。	1 部
13	※社会人受験承諾書 (社会人特別選抜 ＜長期・短期＞のみ提出)	本学所定用紙 官公庁、企業等の直接の指導者が作成したもの。	1 部

※印は官公庁、企業等に在職のまま入学しようとする者は、必ず提出して下さい。

〔注意事項〕

官公庁、企業等に在職のまま入学しようとする者は、入学手続きの際に、所属長又は代表者の入学承諾書を必要とするのであらかじめ承知しておいて下さい。

7. 入 学 者 選 抜 方 法

入学者の選抜は、調査書等の審査、学力試験(筆記試験)及び口述試験の結果を総合して行います。ただし、社会人特別選抜制度＜一般・長期・短期＞で受験する者については学力試験を免除します。

- (1) 学力試験 ① 英語 [英文和訳, ※辞書(貸与)の使用を認める。]
- ② 出願した研究指導分野の専門試験科目 (1科目)
- (2) 口述試験

〔注意事項〕

研究指導分野の専門試験科目等、その詳細については付表の「研究指導分野一覧」を参照して下さい。

8. 試験日時及び試験場

試 験 日		時 間		試 験 場
第 1 次	第 2 次			
平成 29 年 10 月 2 日(月)	平成 30 年 3 月 1 日(木)	学力試験	10:00～12:10	本 学 第一校舎
		口述試験	14:00～	

9. 合 格 発 表

第1次 平成29年10月6日(金) 午前10時

第2次 平成30年3月7日(水) 午前10時

本学の大学院掲示板に掲示するとともに、合格者については本人宛に通知します。なお、電話等による照会には一切応じません。

10. 入 学 手 続

入学手続の詳細については、合格通知書とともに郵送する「入学手続方法について(博士課程)」を参照して下さい。

(1) 入学手続期日

第1次 平成29年10月6日(金)～平成29年10月20日(金)

第2次 平成30年3月7日(水)～平成30年3月16日(金)

(2) 提 出 書 類

- ① 住民票(本籍記載のあるもの)又は住民票記載事項証明書 1部
- ② 保 証 書(本学所定用紙) 1部
- ③ 卒業又は修了証明書 1部
- ④ 写 真(カラーで上半身・脱帽正面 縦3cm×横3cm) 2葉
- ⑤ 入学承諾書(社会人特別選抜制度による入学者のみ提出) 1部

(3) 納 入 金

【一般・短期】

- (イ) 入 学 金 200,000 円(本学出身者は免除)
- (ロ) 授 業 料 680,000 円
- (ハ) 実 習 費 150,000 円
- (ニ) 厚生福利費 20,000 円(初年度のみ)

※長期履修学生については、p.6を参照してください。

[注意事項]

【一般・短期】

納入金は、原則として年額を一括納入することとします。ただし、授業料及び実習費は、前期、後期の2期に分けて納入することができます。

【長期】

本学出身者及び獣医生命科学研究科委員会の議を経て、学長が特別の事情があると認めた者は、入学金の徴収を免除します。また、納入金は、原則として毎年定められた年額を一括納入することとします。ただし、授業料及び実習費は、前期、後期の2期に分けて納入することができます。

11. 入 学 辞 退

入学辞退による授業料等納入金の返還について

入学手続を完了した後に入学を辞退する場合は、入学金を除く納入金を返還します。

ただし、入学辞退による納入金の返還請求期限は、平成30年3月31日(土)午後4時までとします。

12. 奨学金制度等

- (1) 大学院アシスタントシップ（ティーチングアシスタント）制度があります。（審査あり）

平成 29 年度採用実績 19 名

- (2) 大学院学生に対する日本学生支援機構の奨学金制度があります。（審査あり）

〔注意事項〕

長期履修学生及び短期履修学生については、大学院アシスタントシップ（ティーチングアシスタント）制度を利用することはできません。

13. 長期履修学生制度について

- (1) 長期履修学生制度とは

長期履修制度とは職業を有し、就業している等の事情により修学困難な者に対して、標準修業年限（獣医学専攻博士課程 4 年、獣医保健看護学専攻博士後期課程及び応用生命科学専攻博士後期課程 3 年）の延長且つ、授業料負担の軽減（単年度毎）を目的とした制度です。

- (2) 申請資格

長期履修が認められる者は、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 職業を有し、就業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）で、著しく学習時間の制約を受けるもの
- ② 入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由を除く、その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

- (3) 長期履修期間及び在学年限

長期履修期間及び在学年限は、獣医学専攻博士課程にあつては 8 年以内、獣医保健看護学専攻博士後期課程及び応用生命科学専攻博士後期課程にあつては 6 年以内となります。

(4) 長期履修学生制度に係る授業料等

本学出身者及び獣医生命科学研究科委員会の議を経て、学長が特別の事情があると認めた者は、入学金の徴収を免除します。また、納入金は、原則として毎年定められた年額を一括納入することとします。ただし、授業料及び実習費は、前期、後期の2期に分けて納入することができます。ただし、長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料及び実習費を再計算することになります。

種 別	金 額			金 額		
	長期 履修 期間	獣医学専攻	獣医学専攻	長期 履修 期間	獣医保健看護学専攻 応用生命科学専攻	獣医保健看護学専攻 応用生命科学専攻
		博士課程	博士課程		博士後期課程	博士後期課程
		初年度	次年度以降		初年度	次年度以降
入学検定料		20,000 円			20,000 円	
入 学 金	5 年	200,000 円		4 年	200,000 円	
授 業 料		年額 544,000 円	年額 544,000 円		年額 510,000 円	年額 510,000 円
実 習 費		年額 120,000 円	年額 120,000 円		年額 112,500 円	年額 112,500 円
入 学 金	6 年	200,000 円		5 年	200,000 円	
授 業 料		年額 470,000 円	年額 450,000 円		年額 408,000 円	年額 408,000 円
実 習 費		年額 100,000 円	年額 100,000 円		年額 90,000 円	年額 90,000 円
入 学 金	7 年	200,000 円		6 年	200,000 円	
授 業 料		年額 392,000 円	年額 388,000 円		年額 340,000 円	年額 340,000 円
実 習 費		年額 90,000 円	年額 85,000 円		年額 75,000 円	年額 75,000 円
入 学 金	8 年	200,000 円				
授 業 料		年額 340,000 円	年額 340,000 円			
実 習 費		年額 75,000 円	年額 75,000 円			

(5) 長期履修期間の変更

- ① 延長を希望する場合は、入学願書提出時に申請した修了予定日の1年3月前までに願い出てください。
- ② 短縮を希望する場合は、修了希望日の1年3月前までに願い出てください。ただし、標準修業年限より短縮することはできませんので、ご注意ください。なお、短縮することによって生じた授業料等の差額は、短縮が決定した年度内に納入することとなります。
- ③ 長期履修期間の変更は、長期履修期間変更申請書に必要書類を添えて研究科長に願い出てください。なお、変更は、年単位で、在学中1回限りとし、研究科委員会の議を経て、学長が許可することとします。
- ④ 長期履修学生として認められた者は、在学中に事由が消滅した場合でも修了するまで長期履修学生として在籍することとします。

(6) 申請に当たっての注意事項

- ① 長期履修学生は、大学院アシスタントシップ（ティーチングアシスタント）制度を利用することはできません。
- ② 長期履修期間は、年単位で申請することとします。

14. 日本獣医生命科学大学大学院長期履修学生に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、日本獣医生命科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）学則第5条の2の規定に基づき、長期履修学生に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(申請資格)

第2条 長期履修が認められる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 職業を有し、就業している者（自営業、臨時雇用（単発的なものを除く。）を含む。）で、著しく学習時間の制約を受けるもの

(2) 入院、療養、出産、長期出張、海外留学等の事由を除く、その他やむを得ない事情を有すると学長が認めた者

2 長期履修学生を受け入れる本学大学院の研究科及び課程は、次のとおりとする。

(1) 獣医生命科学研究科獣医学専攻博士課程

(2) 獣医生命科学研究科獣医保健看護学専攻博士後期課程

(3) 獣医生命科学研究科応用生命科学専攻博士後期課程

（申請手続）

第3条 入学を志願する者で長期履修学生となることを希望するものは、入学願書提出時に長期履修学生申請書に次に掲げる書類を添えて、学長に願出しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に該当する者は、在職証明書又は在職していることが確認できる書類

(2) 第2条第1項第2号に該当する者は、当該事実又は事情を証する書類

(3) その他大学院獣医生命科学研究科長（以下「研究科長」という。）が必要と認める書類

（許可）

第4条 前条の申請については、獣医生命科学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て、学長が許可する。

2 長期履修を許可した場合は、入学許可書により通知する。

（長期履修期間及び在学年限）

第5条 長期履修学生として標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、年単位とし、博士後期課程にあつては6年以内、博士課程にあつては8年以内とする。

（授業料等）

第6条 授業料等の年額は、本学大学院学則第44条第1項に定める授業料及び実習費を加えた総額を、長期履修期間で分割して納入することとする。ただし、本学大学院学則第5条の2第1項に基づき長期履修期間の変更が認められた場合は、授業料及び実習費を再計算する。

2 長期履修学生に係る学納金は、本学大学院学則第45条第2項に定めるとおりとする。

（履修計画）

第7条 長期履修学生の授業科目の履修については、指導教員から十分な指導を受け、計画的に柔軟な履修計画を立てるものとする。

（長期履修期間の変更）

第8条 長期履修期間の変更は、次のとおりとする。

(1) 延長を希望する場合は、入学願書提出時に申請した修了予定日の1年3月前までに願出しなければならない。

(2) 短縮を希望する場合は、修了希望日の1年3月前までに願出なければならない。ただし、標準修業年限より短縮することはできない。

2 長期履修期間の変更は、長期履修期間変更申請書に必要書類を添えて研究科長に願出なければならない。

なお、変更は、年単位で、在学中1回限りとし、研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

3 長期履修学生として認められた者は、在学中に事由が消滅した場合でも修了するまで長期履修学生として在籍することとする。

（長期履修の許可の取消し）

第9条 長期履修学生が本学大学院学則、若しくは諸規程に違反したとき、又は長期履修に関し虚偽の

申請をしたときは、学長は、研究科委員会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(その他)

第10条 その他この要項に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

(準用規定)

第11条 長期履修学生については、この要項に定めるものを除くほか、日本獣医生命科学大学大学学則及び本学大学院学則を準用する。

(規則の改廃)

第12条 この要項の改廃は、研究科委員会の議を経て学長の決裁を必要とする。

附 則

この要項は、平成27年10月1日から施行する。

15. 個人情報について

日本獣医生命科学大学は、本学に対する入学試験関連資料の請求や進学説明会等におけるアンケート等の回答において入手した氏名・住所等の個人情報については、大学案内・入学試験要項・その他関連資料等の発送や本学の入学試験関連データの収集ならびに検討資料作成のために利用します。

また、入学試験出願に際しての氏名・住所・学業成績その他の個人情報については、本学入学試験実施に際しての資料作成・合否の判定・入試統計資料の作成等、出願から入学手続き、新年度の準備に至る作業を行うために利用します。

これらについては、一部、本学より、正当な利用目的の範囲内において個人情報に係る業務の処理を学外者に委託することがありますので、あらかじめご了承ください。本学は、この業務委託先とは個人情報の保護に関する契約を締結し、業務委託先に対して適切な管理を行います。

本学では、これら入試広報及び入学試験業務において入手した個人情報について、その利用目的以外に使用することはありません。

16. 試験会場案内

日本獣医生命科学大学 (本学)

〒180-8602 東京都武蔵野市境南町1-7-1

TEL 0422-31-4151 (代表)

●JR 中央線「武蔵境」駅南口より徒歩2分

<http://www.nvlu.ac.jp/access/access.html/>



17. 問い合わせ先

〒180-8602 東京都武蔵野市境南町1-7-1

日本獣医生命科学大学 大学院課入試係

TEL : 0422-31-4151 (代表) FAX : 0422-33-2094 (代表)

E-mail : gakushin@nvl.u.ac.jp URL : <http://www.nvl.u.ac.jp/>

18. 外国人学生の選抜方法については別に定めています。

獣医生命科学研究科獣医学専攻専門分野の概要

専門分野	概 要	構成研究室
基礎獣医学第Ⅰ	基礎獣医学第Ⅰは、広範囲の動物に関する生物学的特性について形態およびその構成分子の機能を研究する領域である。多様な生体構成成分について、その分子構造、活性発現と構造との相関、細胞構築における機能的役割などの解明を通じて、生命活動の本質を追求する。本分野では、生物のもつ共通性と特殊性を明らかにすることにより、病態解明に資するための生命科学に関する高度な教育と研究を行う。	獣 医 解 剖 学 獣 医 生 理 学 獣 医 生 化 学 比 較 細 胞 生 物 学 生 体 分 子 化 学
基礎獣医学第Ⅱ	基礎獣医学第Ⅱは、動物の正常な形態と機能に関する知見を臨床及び応用獣医学へ繋げる領域である。疾病は生物、物理および化学的な要因による生体反応として発現する。疾病に罹患した動物の生体反応の仕組みの解明やその発現の阻止を目指すことにより、生命活動の本質に迫ることができる場合が多い。本分野では動物に疾病を起こす病原体の本質解明を含め、広くバイオサイエンスに関連する高度な教育と研究を行う。	獣 医 薬 理 学 獣 医 病 理 学 獣 医 微 生 物 学 獣 医 感 染 症 学 獣 医 寄 生 虫 学
臨床獣医学	臨床獣医学は、基礎獣医学、応用獣医学の各分野における理論及び技術を基盤として、産業動物、伴侶動物、実験動物、動物園動物、野生動物及び水生動物などの個体に加え、群及び農場単位での集団における疾病の発生原因、発生機序及び病態を解明し、高度の診断技術と的確な治療法を確立するとともに、その管理衛生技術を開発するための高度な教育と研究を行う。	獣 医 内 科 学 獣 医 内 科 学 第 二 獣 医 外 科 学 獣 医 臨 床 繁 殖 学 獣 医 放 射 線 学 獣 医 臨 床 病 理 学
応用獣医学	応用獣医学は、魚介類、鳥類、哺乳類など、広範な動物を対象に、それらの動物の特性を、比較生物学的視点から理解させるための高度な教育と研究を行う領域である。同時に、それらの動物の個体及び集団の疾病に関して、環境との関連を含めて明らかにしていくことにより、人と動物双方の福祉の確立、動物間及び人獣共通感染症の予防、人と動物双方の環境の保全、人と動物の共存などに関する理論の確立とその実践のための高度な教育と研究を行う。	比 較 動 物 医 学 水 族 医 学 野 生 動 物 学 獣 医 衛 生 学 獣 医 公 衆 衛 生 学 比 較 発 達 心 理 学

研 究 指 導 分 野 一 覧

専門分野	研究指導分野	専門試験科目	指導教授氏名	研 究 内 容
基礎獣医学第Ⅰ	ゲノム生理学	獣医生理学	鈴木 浩 悦	病態モデルの開発と解析に基づく遺伝子機能の解明と環境－遺伝子間相互作用に関する研究
	病態生化学	獣医生化学	新 井 敏 郎	各種動物の糖及び脂質代謝障害の発症メカニズムのゲノム・プロテオーム解析
	動物遺伝学	比較細胞生物学	土 田 修 一	動物の遺伝的多型に関する分子生物学的ならびに病態生化学的解析
	生体分子情報化学	生体分子化学	田 崎 弘 之	代謝動態変化と遺伝子発現プロファイルの情報統合による生体機能の理解を目指した各種動物体液のメタボローム解析
基礎獣医学第Ⅱ	感 染 微 生 物 学	獣医感染微生物学	池 和 憲	感染微生物に対する動態、診断、治療および予防法に関する研究
臨床獣医学	獣医病態解析学	獣医内科学	小 山 秀 一	動物における循環器・消化器・内分泌系の疾病に対する診断・治療法を開発するための病態解明に関わる研究
	獣医心臓病学・腎臓病学	獣医内科学	竹 村 直 行	特に小動物における慢性心臓病および慢性腎臓病の発生・進展機序，ならびに予防を含む治療法に関する研究
	獣 医 外 科 学	獣 医 外 科 学	原 康	動物の外科疾患（整形外科、脳神経外科、胸部外科、腹部外科）における病態発生、診断法、治療法、そして麻酔・疼痛管理法に関する研究
	雄 性 動 物 繁 殖 学	獣医臨床繁殖学	河 上 栄 一	精子の受精能獲得機序の解明および繁殖障害の発生原因の究明，診断法，治療法および予防法に関する研究
	獣 医 臨 床 繁 殖 学		堀 達 也	小動物における繁殖補助技術に関する研究
	獣 医 放 射 線 学	獣 医 放 射 線 学	藤 田 道 郎	特に小動物における腫瘍疾患および神経疾患の発生機序、分子生物学的検討、診断および治療法などに関する研究
	獣 医 臨 床 病 理 学	獣医臨床病理学	盆 子 原 誠	小動物における腫瘍性疾患の分子病態の解明と診断・治療に関する臨床的研究
応用獣医学	行 動 神 経 科 学	比 較 動 物 医 学	横 須 賀 誠	動物の行動を制御する神経回路の種特異性と種を超えた普遍性を理解するための研究
	水 族 医 学	水 族 医 学	和 田 新 平	水生動物の健康管理および水生動物・環境由来感染症に関する研究
			倉 田 修	感染症に対する魚類免疫応答の調節・制御作用と感染病態に関する研究
	野 生 動 物 学	野 生 動 物 学	羽 山 伸 一	野生動物問題の解決に向けた野生動物管理学および保全医学に関する研究
	獣 医 衛 生 学	獣 医 衛 生 学	田 中 良 和	動物感染症における病原性発現機構の解析とその疾病制御法に関する研究
	獣 医 公 衆 衛 生 学	獣医公衆衛生学	植 田 富 貴 子	感染症の遺伝子診断と分子疫学に関する研究および、化学物質による環境汚染の解析とその汚染物質の生体影響に関する研究